

【医療機関の皆様へ】

東京都地域がん登録事業について

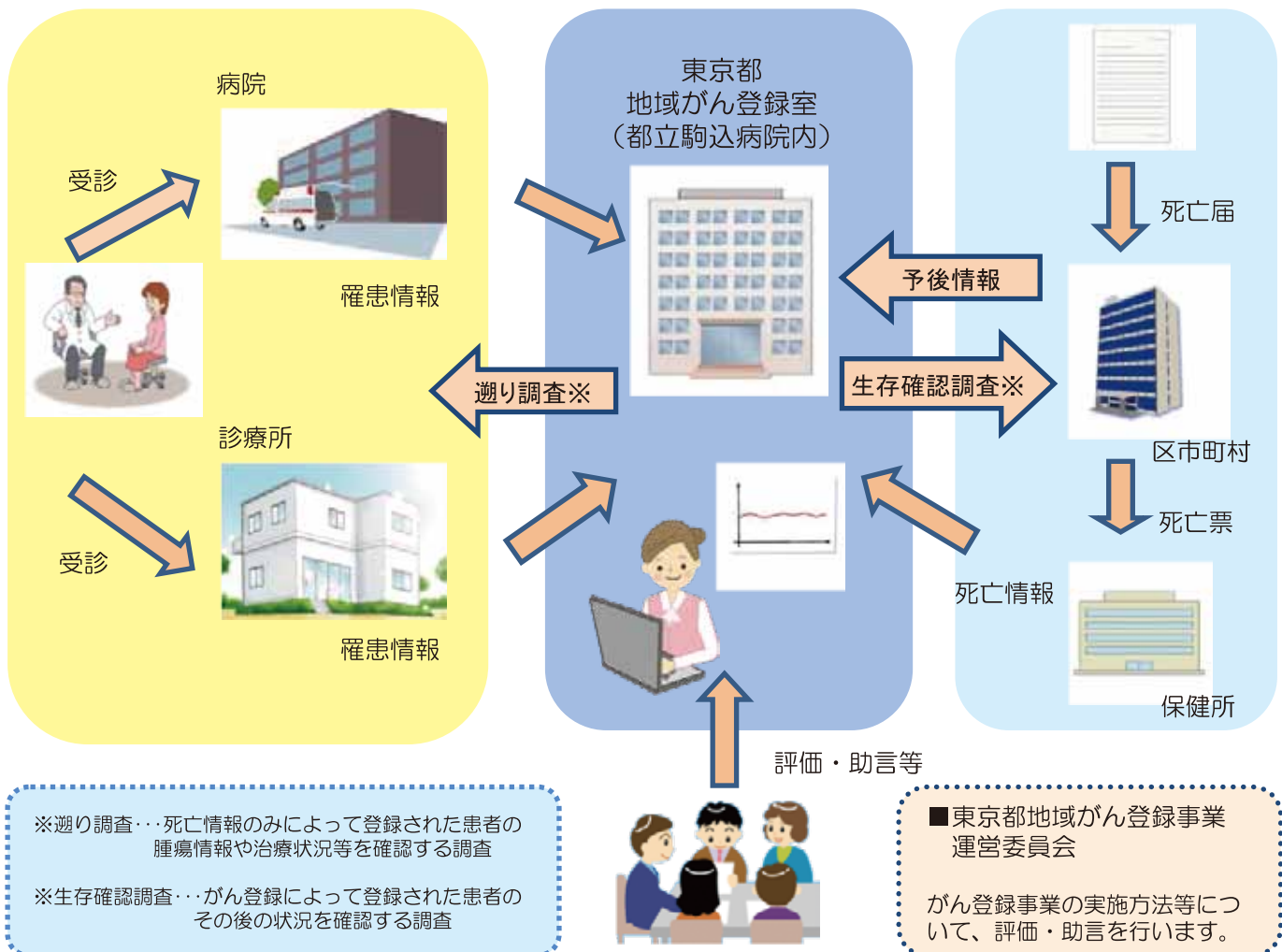
地域がん登録への御協力をお願いいたします。

地域がん登録事業は、がん対策基本法等に基づいて、医療機関等からのがんの罹患情報や保健所からの死亡情報等、がんの発病から治療、死亡に至るまでの情報を収集し、分析することによって、地域におけるがんの状況を把握し、がん対策の企画や評価につなげていくことを目的としており、地域におけるがんの罹患を計測する唯一の方法です。

このため東京都は、平成24年7月から（登録対象は平成24年1月から）地域がん登録事業を進めてまいります。

医療機関の皆様におかれましては、事業の趣旨について御理解いただくとともに、御協力をいただきますよう、お願いいたします。

東京都における地域がん登録の流れ



1

地域がん登録の対象者は？

都内の医療機関で、がんと診断された都内に住所を有する患者が対象となります。

2

地域がん登録の開始時期は？

平成24年7月からです。（登録対象は平成24年1月からです。）

3

地域がん登録を行うには？

指定された届出票に、がん患者の個人識別項目（氏名・生年月日・性別・住所）や腫瘍情報（診断日・部位・病理組織型・病期）、治療情報（治療方法・転帰・死亡日）等を記載し、地域がん登録室に郵送等で届出していただきます。

4

地域がん登録で分かることは？

地域がん登録によって、主に以下のことが分かります。

- ・新たにがんと診断された方の数や割合（地域別※・性別・年齢別・がんの部位別等）や他の地域との比較 ※区市町村別、保健所別、二次保健医療圏別
- ・がん患者の治療状況、がん患者の生存率、がん検診の有効性 など

5

個人情報保護制度との関係は？

- ・地域がん登録事業における医療機関から都への診療情報の提供は、個人情報保護法等で規定する「利用目的による制限」及び「第三者提供の制限」の本人同意の原則適用除外の事例に該当するとされています。
（厚生労働省健康局長通知 2004年1月）
- ・また、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（厚生労働省 2004年12月）」でも、地域がん登録事業への情報提供は、公衆衛生の向上のために特に必要な場合に該当するため、「本人の同意を必要としない」とされています。

6

個人情報の漏えいの心配はないのか？

東京都地域がん登録事業は、東京都個人情報の保護に関する条例の規定に基づき、個人情報を取得、保有することなどについて、適正かつ安全に実施します。また、東京都地域がん登録室では、個人情報の漏えいや紛失等が起きないように、以下の安全対策をとっています。

- ・登録室への入室者及び情報を取扱う職員の制限
- ・登録室及び保管場所などの施錠管理
- ・登録情報を管理するコンピューターの外部接続の禁止
- ・国の研究班による「地域がん登録における安全管理措置ハンドブック」に基づく安全管理体制

問い合わせ先



- 事業内容：東京都福祉保健局保健政策部健康推進課成人保健係 TEL 03-5320-4363
- 届出票の記載方法：東京都地域がん登録室 TEL 03-5809-0248（平成24年4月から）